

日刊県民福井 掲載記事 平成25年10月24日

お使いの浄化槽に、悪臭や騒音などの異常はありませんか。浄化槽は、家庭から排出される汚水をきれいにし、河川や湖沼などの汚染を未然に防ぐ大切な役割を果たしています。

浄化槽には、大きく分けて単独処理型と合併処理型があります。単独処理型はし尿のみを処理し、合併処理型は併せて生活雑排水を処理します。二〇一一年三月末で、県内約6%の方が合併処理型を使用していました。二〇〇〇年の法改正で新たに設置できる浄化槽は原則、合併処理型のみとなり、単独処理型はそのときまでに設置されたものに限り、特例で使用が認められようになりました。

では、浄化槽はどれくらい汚水をきれいにするのでしょうか。一人一日当たりの生活排水の生物化学的酸素要求量(BOD)は約四十gです。これを浄化槽で処理したとき、単独処理型では70~80%、合併処理型

では約10%にまで減少します。それだけ、生活雑排水が水質汚染に大きく影響することが分かります。

浄化槽の処理性能を十分に發揮させるには、日頃の管理が重要です。浄化槽を使用している方は、法令で定められた保守点検・清掃を行つ必要があります。

・法定検査の三つを欠かさず行つ必要があります。保守点検とは、浄化槽の内汚泥などを取り除いたり、汚れた装置を洗浄したりするものです。いずれも定期検査との作業回数が定められています。

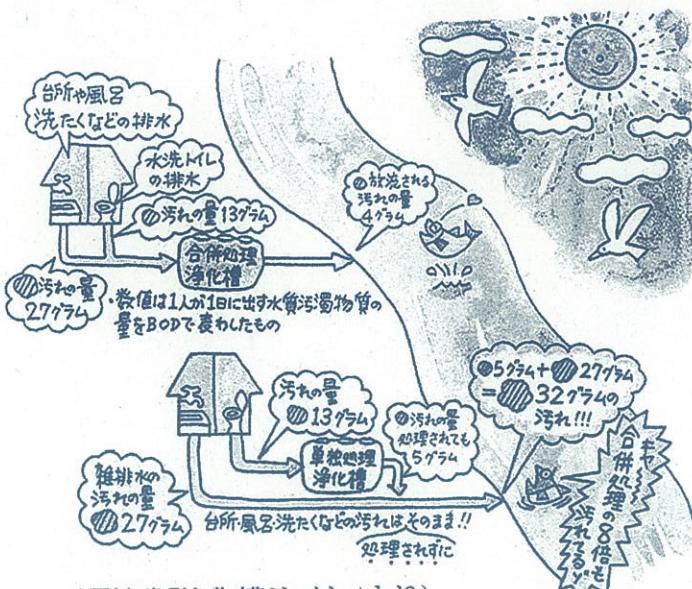
つまりすると、浄化槽から浄化槽の性能維持に重要な作業で、法令で作業内容や浄化槽の型式ごとの作業回数が定められています。怠つたり、しっかり行わなければなりません。怠つたりすると、浄化槽から

点検・清掃欠かさず

悪臭が発生したり、処理性の低下などの障害が現れたりするので、近くの保守点検事業者や清掃事業者に作業を依頼しましょう。

健康

水质汚染に大きく影響



(環境省「浄化槽サイト」より)

浄化槽の維持管理に必要なこと

保守点検

4カ月に1回以上実施
(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります)

清掃

年に1回以上

法定検査

設置後等の水質検査(使用開始後3~8カ月以内)
定期検査(毎年1回実施)

浄化槽は、汚水をきれいにする装置です。正常に機能して初めて水質汚染の予防に寄与できます。豊かな水環境を後世に残すために、個人が責任をもって管理するように意識しましょう。(県医薬食品・衛生課)

一方、法定検査は、浄化槽が性能を十分に発揮しているか、保守点検や清掃がきちんと行われているかを公的機関が検査するものです。清掃とは、浄化槽内の汚泥などを取り除いたり、汚れた装置を洗浄したりするものです。清掃の型式に関係なく、一年に一度受検する必要があります。県の指定検査機関である(一財)北陸公衆衛生研究所に受検を依頼します。

本県の法定検査の受検率は、二年三月末時点で13・6%と、全国的にも低い水準にあります。浄化槽を設置されている方に、順次、指定検査機関から法定検査に関するお知らせをお送りしています。保守点検との違いを認識し、必ず受検して浄化槽の状態を把握するようにしましょう。

浄化槽は、汚水をきれいにする装置です。正常に機能して初めて水質汚染の予防に寄与できます。豊かな水環境を後世に残すために、個人が責任をもって管理するように意識しましょう。